

# 米の備蓄運営について ①

平成 23 年 5 月  
農林水産省

# 目 次

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 1 備蓄の制度的枠組み                          | 1 |
| 2 棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方(23年2月基本指針抜粋) | 2 |
| 3 棚上備蓄方式における備蓄米放出についての具体的な検討課題(例)    | 3 |
| 4 米の生育・作柄等の公表スケジュール                  | 4 |
| 5 備蓄米放出の判断基準(たたき台)                   | 5 |
| 6 過去の不足時の状況と対応①(平成5年)                | 6 |
| 7 過去の不足時の状況と対応②(平成15年)               | 7 |
| (参考1) 政府備蓄米の在庫状況                     | 8 |
| (参考2) 23年産米の政府備蓄米の買入(事前契約)           | 9 |

# 1 備蓄の制度的枠組み

食糧法においては、

- ① 政府は、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行うこととされており（第2条）、
- ② 米穀の備蓄とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされている（第3条第2項）。

## ◎主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）（抜粋）

（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針）

第2条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2・3 （略）

（定義）

第3条 （略）

2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

3 （略）

（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）

第29条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び第47条第2項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者（以下「買受資格者」という。）に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

## 2 棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方（23年2月基本指針抜粋）

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう作付前の事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施（毎年20万トン）
- ④ 備蓄米は放出を要する不足時以外は、備蓄後に、飼料用等の非主食用として販売（毎年20万トン）

### ※ 棚上備蓄方式への移行課題

これまでの備蓄運営においては、原則として1年保管後主食用に供給し、新たに備蓄米の買入れを行う回転備蓄方式であったが、23年産米から、不足時以外は一定期間保管後非主食用に供給する棚上備蓄方式に移行。

このため、不足時における備蓄放出のあり方について検討する必要。

### 3 棚上備蓄方式における備蓄米放出についての具体的な検討課題（例）

#### ○ 不足時における備蓄米放出の判断基準

- ・ 備蓄米の放出はどのような場合（作柄・価格水準・在庫量）に行うのか。
- ・ 誰がいつどのように判断するのか。

#### ○ 備蓄米放出の際の放出方法の考え方

- ・ 放出時期は、いつからにするのか。（出来秋からか、又は実際に不足する翌年の端境期頃か）
- ・ 販売はどのような方法で行うのか。（競争的销售か、又は割当的销售か）
- ・ 販売対象はどのような者とするのか。（すべての届出事業者とすべきか、又は参加要件を課すべきか（その場合の要件はどのようなものにすべきか））
- ・ 総放出量はどのくらいとするのか。（需要見通しに対する供給量の不足分を総放出量とするのか）
- ・ 実際の販売に際してどのように提示するのか。（総放出量の全量一括提示か、又は順次段階的に提示か）

#### ○ 備蓄米放出時における当年産米の事前買入契約の取扱い

- ・ 不作の時であっても、政府が契約に基づき買入れ、必要な判断を行って備蓄放出するのが基本か。

あるいは、一定の条件の下で買入契約を解除し、当該契約事業者又は生産農家による主食用米の市場流通を認めるのか。

## 4 米の生育・作柄等の公表スケジュール

|                 |                  | 1月                                                                                                                    | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 米に関する情報収集（常時監視） | 暖候期（6～8月）予報（気象庁） | ●<br>2月下旬                                                                                                             |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|                 | 3ヶ月予報（気象庁）       | ●————→<br>毎月下旬                                                                                                        |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|                 | 生育情報（各自治体等）      | ●————→<br>5月下旬頃～                                                                                                      |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|                 | 作柄概況（農水省）        | ●<br>7月下旬（早期米の作柄状況）<br>●<br>8月下旬（8/15の作柄概況）<br>●<br>9月下旬（9/15の作柄概況）<br>●<br>10月下旬（10/15の予想収穫量）<br>●<br>12月上旬（水陸稲の収穫量） |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|                 | 価格、在庫調査          | ●————→<br>毎月実施                                                                                                        |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 備蓄米買入           |                  | ●————→<br>1月～6月頃（入札）<br><br>●————→<br>1月～3月頃（引渡）                                                                      |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 戸別所得補償制度の加入受付   |                  | ●<br>6月末日（締切）※                                                                                                        |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |

※23年産について、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の上5県全域、青森県八戸市及びおいらせ町、長野県栄村は23年8月末日まで延長。

## 5 備蓄米放出の判断基準（たたき台）

米の生育・作柄情報等の公表スケジュールを前提とすれば、不作時の備蓄米放出については、次の方向で検討を深めることとしてはどうか。

A: 当年産米の不作により直ちに放出を要する初年

B: 連年の不作等により民間在庫量が低水準となり放出を要する2年目等

- 米に関する情報収集（常時監視）  
（価格・在庫の調査（毎月）や生育状況等の情報収集を行い常時監視。）

米に関する情報収集により、当年産米の不作により消費者への米穀の安定供給に支障が生じることが懸念される場合（作柄・小売価格・在庫量等）

- 緊急調査の開始  
（Aの場合：8月頃～）  
（Bの場合：6月頃～）  
米に関する情報収集の対象者の拡大や調査頻度を拡大（例：毎月⇒毎週）させるとともに、小麦製品（パン・麺）の価格や販売動向についても調査。

- 災害等により緊急に供給量に不足が生じた場合 ※

緊急調査の結果、例えば、

- ・ 国内産米の生産量が需要量を下回り、備蓄米の放出がなければ翌年6月末民間在庫量が例年の水準を相当程度下回る状況
- ・ 相対取引価格が前年同期比〇割（例えば3割）以上上昇、若しくは小売価格が前年同期比〇割（例えば5割）以上上昇

- 以上の状況等を踏まえ、食糧部会（必要に応じ随時開催）において備蓄米放出の必要性を議論

- 備蓄米放出の決定  
（食糧部会の議論を踏まえ、農林水産大臣が備蓄米放出の要否を決定。）

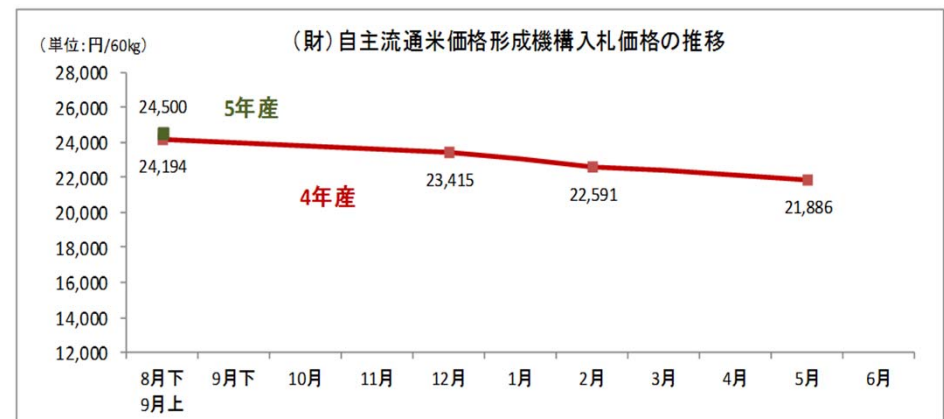
※ 今回の震災時の首都圏における一時的な供給不足等を踏まえ、今後の災害時における対応について検討

以上については、米の生産・流通等に携わる関係者があらかじめ予測可能性をもって対応できるよう、客観性・透明性を確保した上で実施。

## 6 過去の不足時の状況と対応①（平成5年）

- 平成3年産米の不作等により5年10月末の国内産米の在庫は政府と民間をあわせて23万トンの低水準。  
5年産米の作柄は、稲の活着・生育に重要な6月～8月の天候が総じて低温・日照不足で推移したため、7月に公表された5年産米の生育状況は、日本各地で平年よりも相当程度低下すると見込まれた。
- その後、8月15日現在の作況指数95、9月15日現在の作況指数80と発表され、米の需給が相当厳しい事態と見込まれたため、まず、9月に年末年始の需要に対処できるよう20万トンの輸入を決定。
- さらに、北日本を中心とした冷害、西日本を中心とした台風、長雨、全国的に多発したいもち病等の発生により、10月15日現在の作況指数が9月の80をさらに下回る75へと悪化した事態を踏まえ、追加輸入を順次行い、最終的には、米国、豪州、中国及びタイから合計259万トンに上る米の緊急輸入を実施。
- このような異例の米需給環境の下で、全国隅々まで米を公平かつ安定的に供給していくためには、自主流通米と政府米による一体的な需給操作が必要不可欠であることから、自主流通米については、県別・時期別の管理を行うとともに、自主流通米価格形成機構においては、臨時緊急措置として、第3回以降の入札を延期することとし、入札を延期している間の取引は、値幅制限（2～4年産米の取引指標価格における加重平均価格の±7%）の範囲内で相対取引により行われることとなった。
- 6年2月以降、主食用として政府の緊急輸入米と国内産米（自主流通米）を供給してきたところであるが、輸入米に対する嗜好・品質の問題及び予想を超えた猛暑による米消費量の減少や大量かつ早期の新米出回り等により需給が大幅に緩和する中で、緊急輸入米の需要は大きく減少。このため、緊急輸入米の販売数量は161万トンにとどまり、結果98万トンの販売残が発生し、援助用や飼料用に処理。

- 5. 9. 30 9月15日現在の作況80を公表、年末年始の需要分20万トンの輸入を決定
- 5. 10. 29 10月15日現在の作況75を公表、90万トンの追加輸入を決定
- 5. 12. 27 最終の作況74を公表、80万トンの追加輸入を決定
- 6. 2～ 緊急輸入米の主食用販売の開始
- 6. 3～ 米の流通の円滑化及び価格監視の強化（販売業者への特別巡回指導強化、米110番の活用）
- 6. 3. 29 基本計画において、必要輸入数量の上限を265万トンと見込み、75万トンの追加輸入を決定（最終的な実輸入量は259万トン）

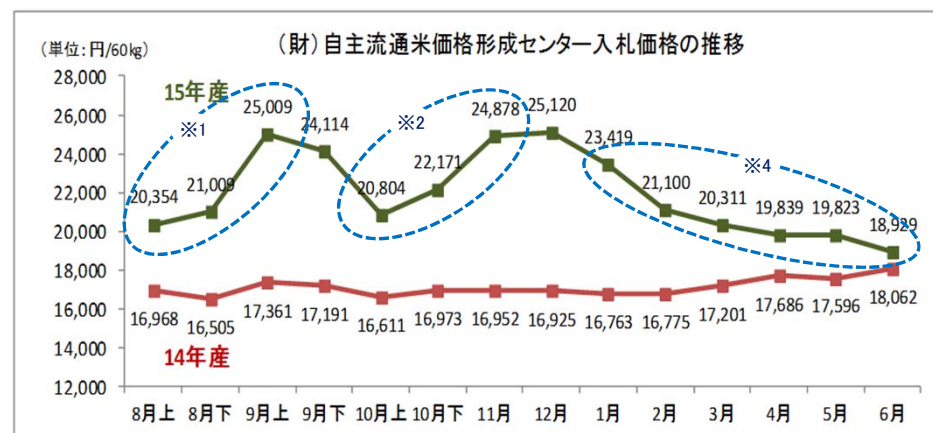


注: 価格には包装代、消費税、自主米機構手数料が含まれている。

## 7 過去の不足時の状況と対応②（平成15年）

- 天候不順の影響による生育の遅れや作柄への不安による卸売業者の購入意欲の高まり等により、平成15年産自主流通米の落札価格は前年同時期に比べ概ね3千円～7千円/60kg程度上昇<sup>※1</sup>。このため、15年8月以降、14年産自主流通米の調整保管の取崩し販売を決定。14年産政府米（新米）も販売し、その結果、価格は若干落ち着いた。
- その後、10月15日の作況が90となり、需要量870万トンに対して生産量が763万トンと107万トン程度の不足が見込まれた中で、卸売業者が前倒しで必要な数量を確保しようとしたがそれに見合った出荷の促進が図られなかったことにより、本格的な収穫・出回りが始まった15年10月後半以降、再度価格が上昇<sup>※2</sup>。
- しかしながら、米価格の上昇によりブレンド米等値頃感のある米への引き合いが強まったこと、卸売業者が高値で手当てした米が在庫として滞留したこと、政府備蓄米の相当量の販売継続<sup>※3</sup>により米の不足感が解消されたことから、16年1月以降、価格は沈静化<sup>※4</sup>。

- 15. 8. 6 14年産自主流通米の調整保管の取崩し決定（8月 8千トン、9月 10万トン）
- 15. 8. 12 14年産政府米（新米）を販売（8月 4万トン、9・10月 9万トン）
- 15. 8. 27 農水省内に「米の安定供給連絡会議」を設置
- 15. 9. 4 米の安定供給に向けた関係業界との意見交換の実施（ブレンド米への理解の増進等）
- 15. 9. 11 米穀の卸・小売価格調査の週別実施を決定
- 15. 9. 19 15年産米の品質表示に係る特別調査の実施を決定
- 15. 10. 14 米泥棒対策（農産物防犯対策）につき、警察庁、関係団体に協力要請
- 16. 1～ 15年産自主流通米の入札平均価格が1月以降下落（対前月比：▲1,701円/60kg）



注1：価格には包装代、消費税、自主米センター手数料が含まれる。

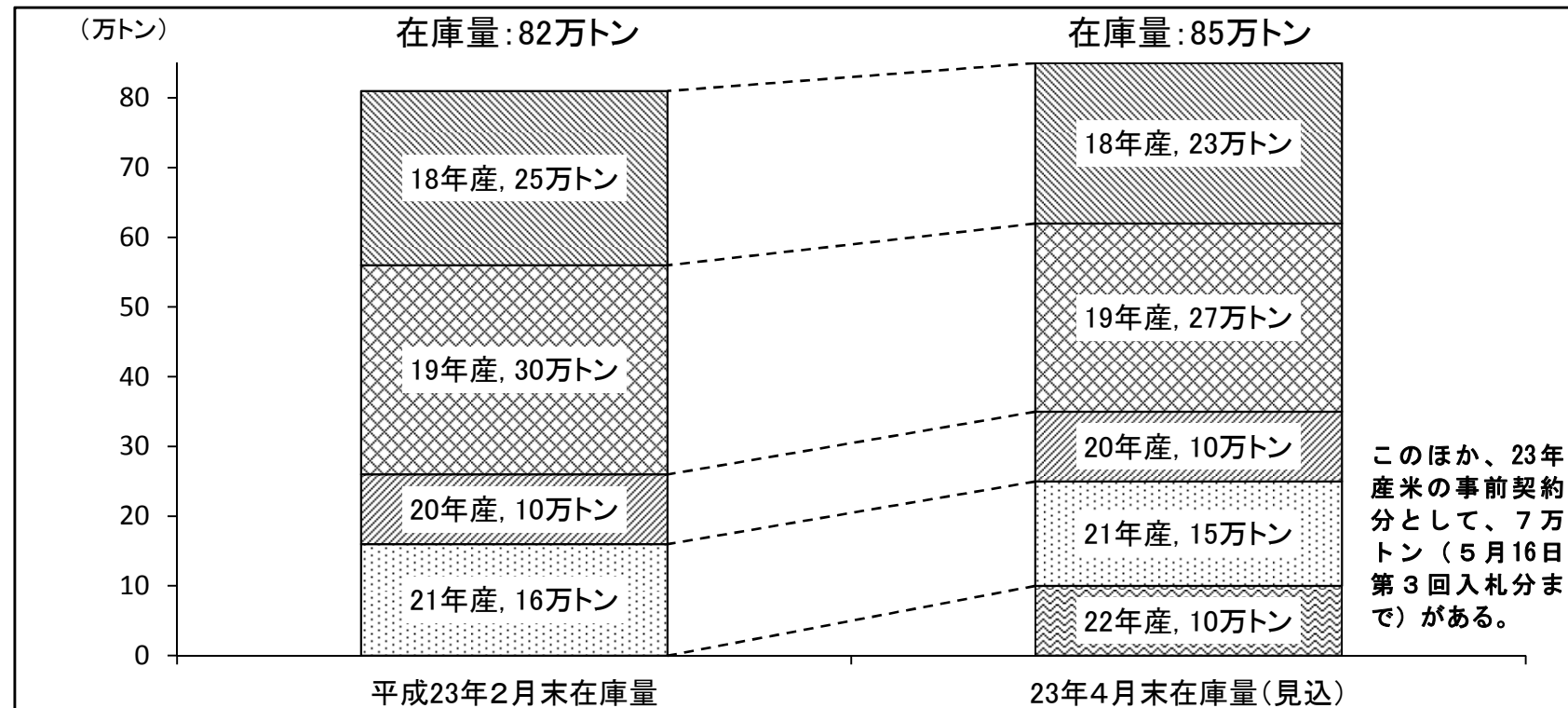
注2：（財）自主流通米価格形成センターは、16年4月1日より（財）全国米穀取引・価格形成センターに名称変更。

### 政府米(主食用)の販売実績

（単位：千トン）

|        | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月  | 4月 | 5月 | 6月 | 計     |
|--------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|----|----|----|-------|
| 14/15年 | 18 | 15 | 14 | 34  | 4   | 5   | 4  | 6  | 8   | 9  | 8  | 9  | 134   |
| 15/16年 | 9  | 13 | 77 | 224 | 61  | 185 | 63 | 96 | 280 | 2  | 24 | 21 | 1,055 |
| 16/17年 | 16 | 9  | 3  | 3   | 2   | 1   | 1  | 3  | 4   | 3  | 3  | 4  | 52    |

## (参考 1) 政府備蓄米の在庫状況



(単位: 万トン)

|               | 18年産 | 19年産 | 20年産 | 21年産 | 22年産 | 合計 |
|---------------|------|------|------|------|------|----|
| 平成23年2月末在庫量   | 25   | 30   | 10   | 16   | －    | 82 |
| 地震津波被害(見込)    | ▲3   | ▲3   | ▲0   | ▲1   | －    | ▲7 |
| 22年産米買入       |      |      |      |      | 10   | 10 |
| 23年4月末在庫量(見込) | 23   | 27   | 10   | 15   | 10   | 85 |

注1: ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

2: 23年4月末在庫量(見込)は、今後地震、津波被害状況の確定により変動が生じる。

## (参考2) 23年産米の政府備蓄米の買入（事前契約）

- 買入予定数量 20万トン
- 買入対象銘柄 一般に主食用として流通している銘柄
- 買 入 価 格 主食用米の価格を基本とした全国一律の予定価格の下で入札により決定
- 入札スケジュール

- ・ 2月25日 第1回入札

|     |             |
|-----|-------------|
| 一般枠 | 22,972トン落札※ |
| 優先枠 | 23,530トン落札※ |
| 計   | 46,502トン落札  |

- ・ 4月28日 第2回入札

|     |            |
|-----|------------|
| 一般枠 | 4,153トン落札  |
| 優先枠 | 15,477トン落札 |
| 計   | 19,630トン落札 |

- ・ 5月16日 第3回入札

|     |           |
|-----|-----------|
| 一般枠 | 754トン落札   |
| 優先枠 | 385トン落札   |
| 計   | 1,139トン落札 |

- ・ 5月26日 第4回入札

- ・ 6月 第5回入札予定

第1回入札～  
第3回入札の合計

一般枠：27,879トン  
優先枠：39,392トン  
合 計：67,271トン

（参考）23年産米の生産数量目標の配分に  
伴う激変緩和措置

優先入札枠：60,800トン

対 象：23年産米の生産数量目標の  
減少率が全国平均（▲2.2%）  
を超える18都道府県

入 札 方 法：優先入札枠については他の  
府県と競争なしに落札者を  
決定

※ 第1回入札の落札数量は、東日本大震災による契約の辞退分を除いた数量である。